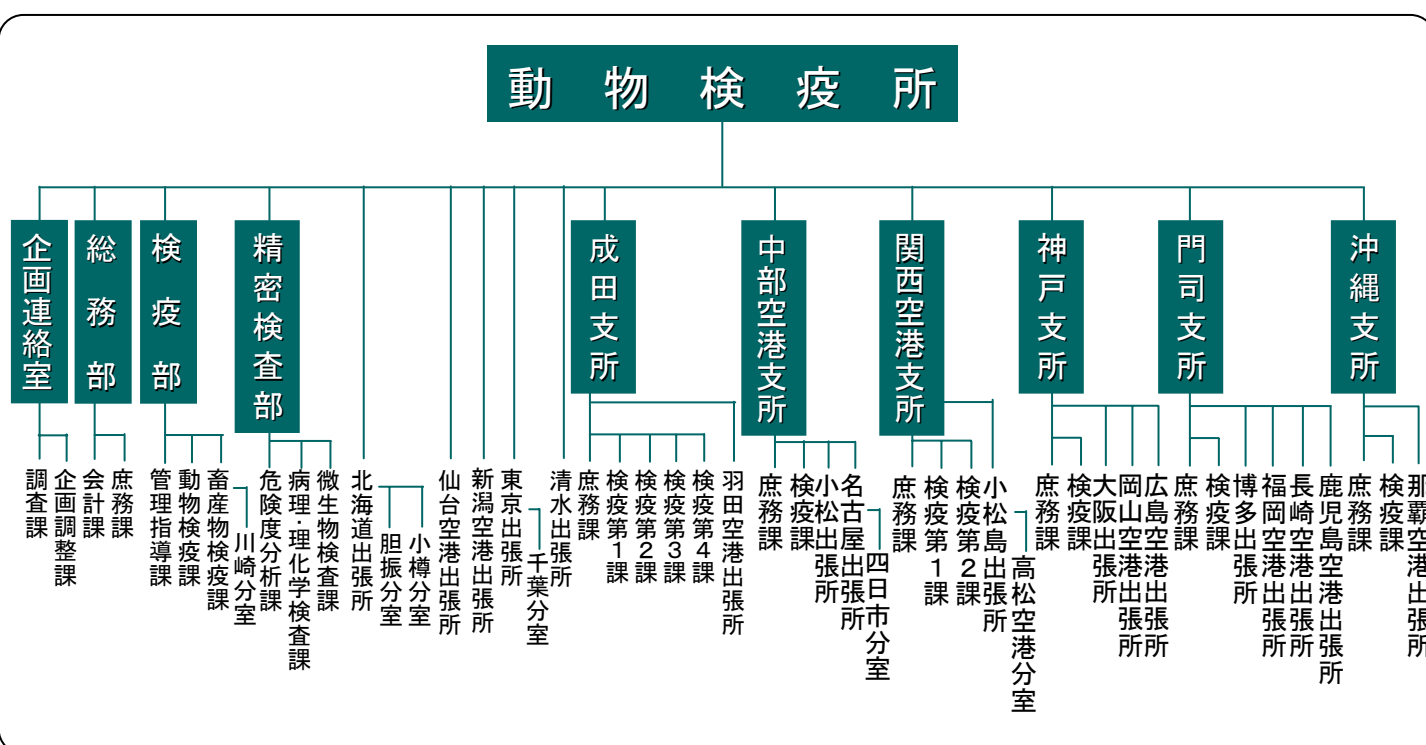
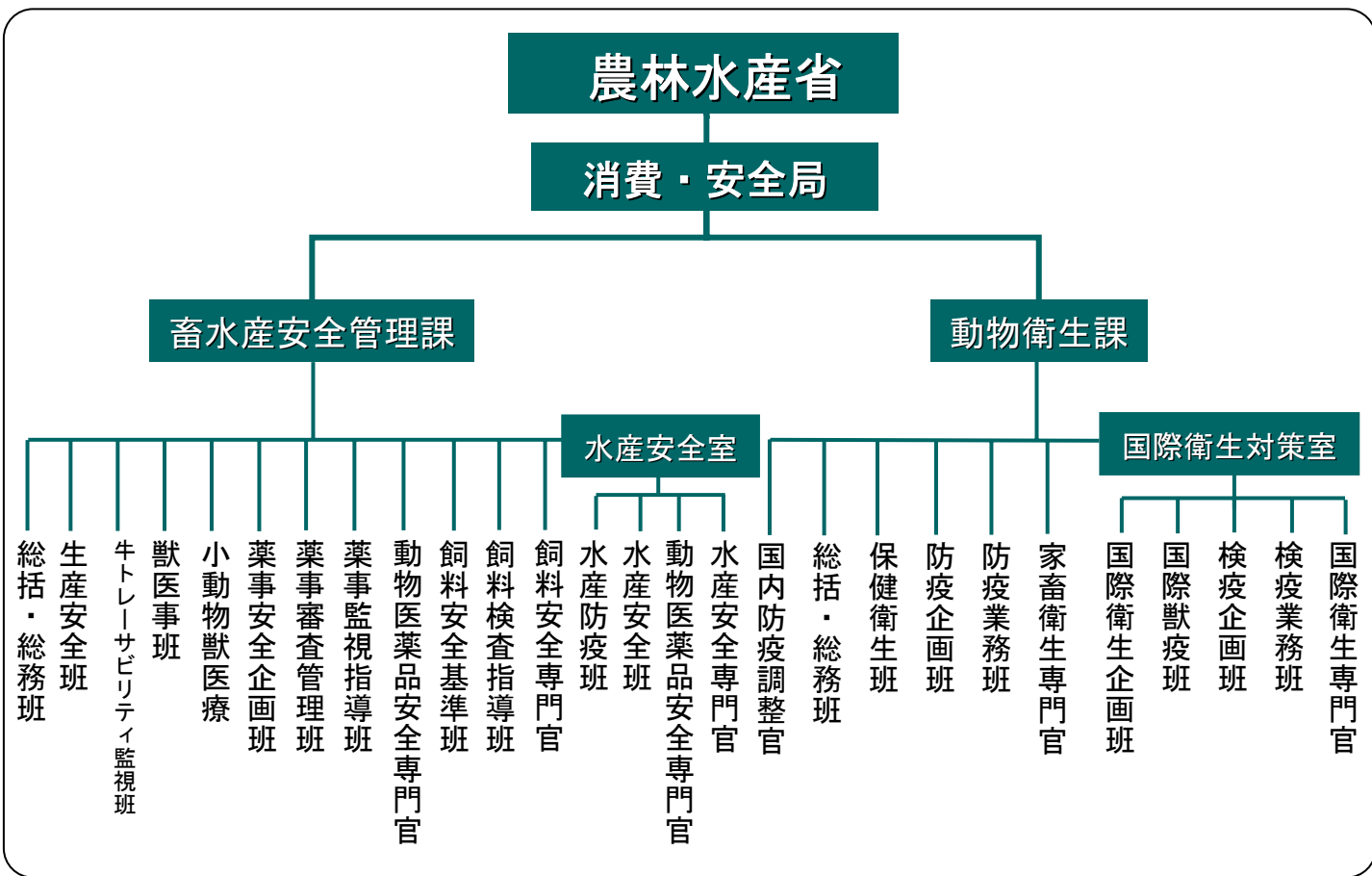


第三部

制度・資料編

農林水産省の家畜衛生に関する組織図

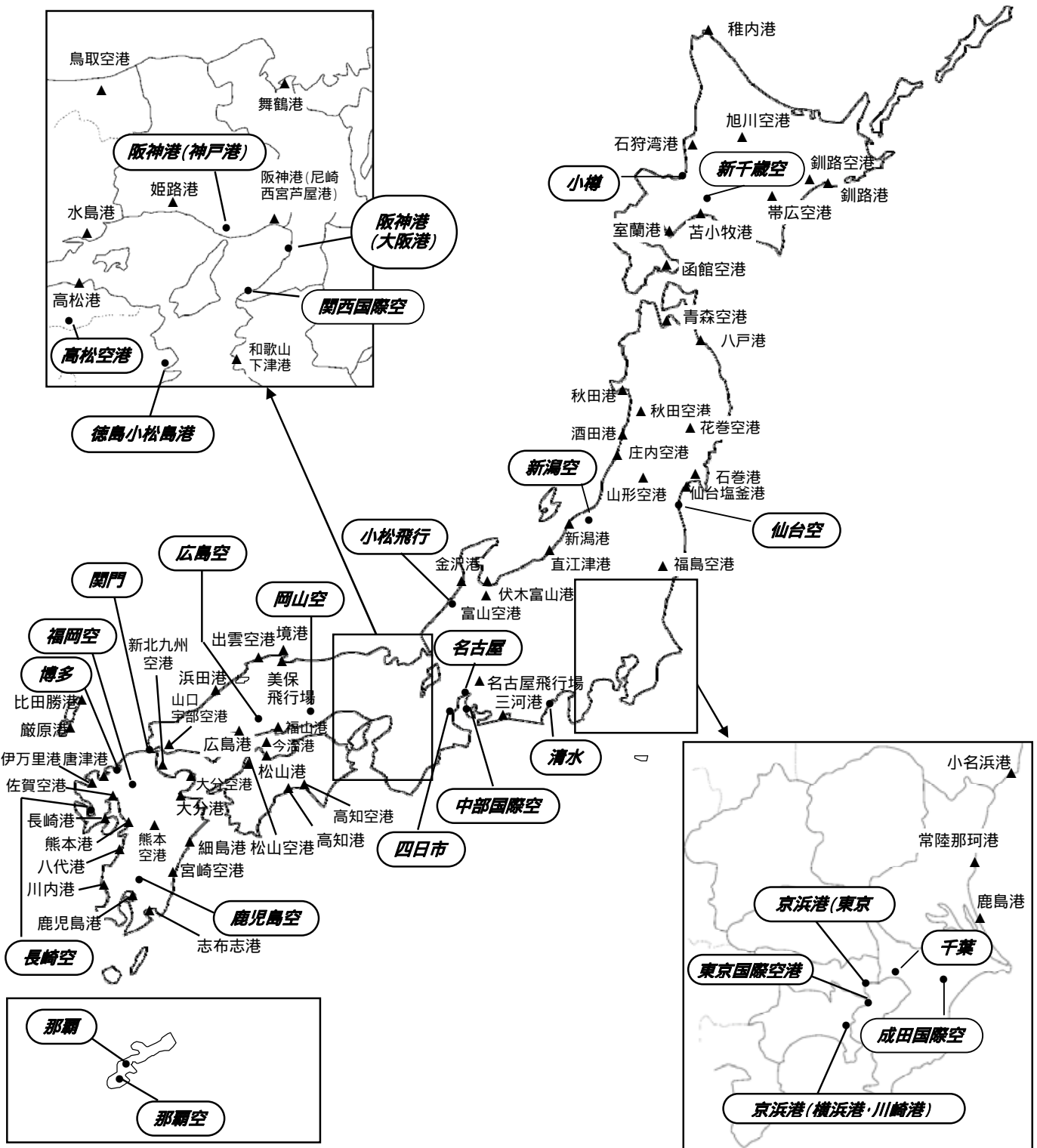
(21年4月現在)



指定港（配置図）

（平成21年1月13日現在）

- : 動物検疫所を配置している指定港
- ▲ : 動物検疫所を配置していない指定港
- （指定港 91 力所 / 海港:53力所 空港:38力所）



動物医薬品検査所の組織と役割

(1) 目的

動物用医薬品は、動物の疾病の診断、予防、治療等を目的として使用され、畜・水産物の生産性維持・向上、犬、猫等愛がん動物の健康の保持に重要な役割を果たすとともに、狂犬病、サルモネラ、高病原性鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症の防除等を通じて人の健康や食の安全確保といった公衆衛生の向上に寄与している。これら動物用医薬品については、品質、有効性及び安全性を確実に担保する必要があり、その取扱業者（製造業者、輸入販売業者、販売業者等）には、薬事関係法令に基づく許認可制がとられるとともに、個々の製品について承認及び各種の試験・検査を通じた品質確保等のための措置がとられている。



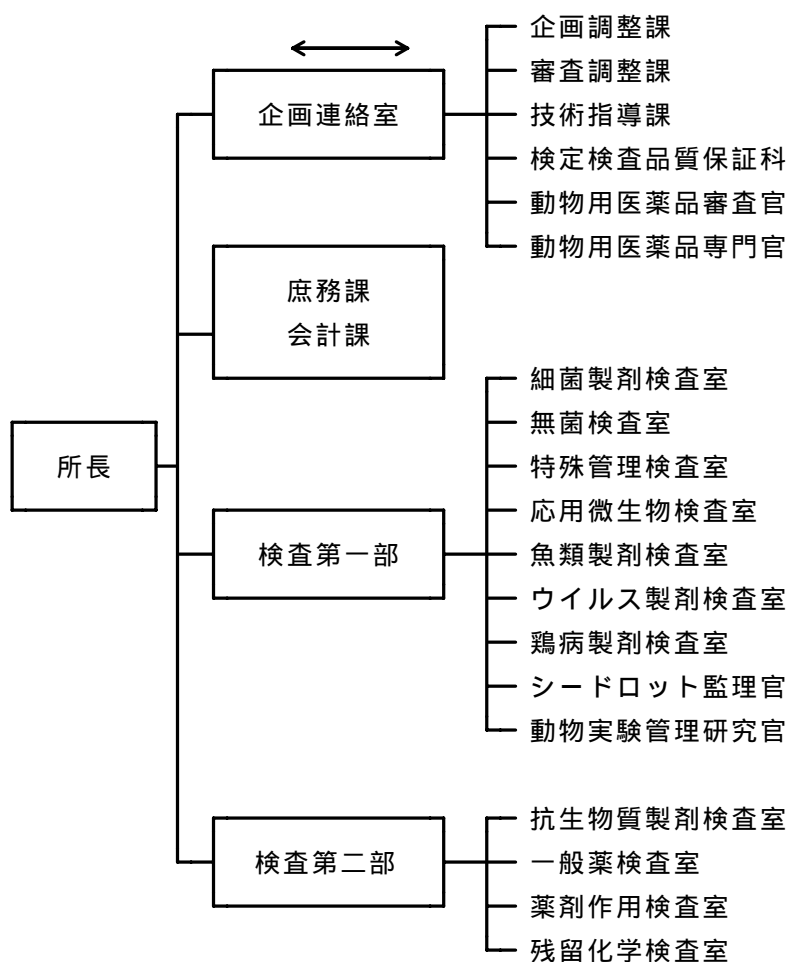
こうした中で動物医薬品検査所は、動物用医薬品の検査に関する企画、立案、実務を担っており、各種規格基準案の作成、標準品の配布及びそれらに基づく検定・検査を行うとともに、技術的審査、薬剤の残留基準値の設定や信頼性基準適合性調査、薬事監視などの開発、製造、流通及び使用段階における各種の業務を通じ、優良な動物用医薬品の生産と流通を確保し、動物衛生及び公衆衛生の保全に寄与している。



(2) 組織の変革

動物医薬品検査所は、昭和 31 年に 2 課（庶務課及び調査課）1 部（業務部）の組織として発足し、その後、動物用医薬品の多様化、安全な畜・水産物を求める社会的な要請等により組織機構が拡大され、昭和 43 年には 1 課（庶務課）2 部（検査第一部・検査第二部）となった。昭和 49 年に薬剤作用検査室、及び 51 年に残留化学検査室が新設され、平成元年には、総合的な企画連絡調整機能を強化するために企画連絡室が設置され、1 室 1 課 2 部となった。平成 14 年には、企画連絡室の 2 課（企画調整課及び技術指導課）及び会計課が新設された。平成 19 年より、薬事法に基づく動物用医薬品等の製造販売の承認等の審査事務が農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課より

移管されたことにより、企画連絡室に審査調整課が新設され企画連絡室は3課体制となった。さらに、平成20年より、検査検定の信頼性確保のために、企画連絡室に検定検査品質保証科を新設し、企画連絡室は4課・科体制となった。平成20年度末の定員は81名である。



定員：81名（行（一）47名、行（二）13名、研究21名）（平成21年度末）

（3）動物医薬品検査所の主要業務

動物医薬品検査所は、薬事（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）に基づき動物用の医薬品、医薬部外品及び医療機器の安全性及び有効性の確保といった生命の安全とそれにつながる食品の安全確保のために以下のような各種の企画立案・調整及び検査業務を行っている。

1．動物用医薬品の品質等の確保

- （1）製剤基準案の作成及び検査に必要な標準品の配布
- （2）承認基準の国際比較試験と基準原案の作成等
- （3）品質検査

- ア 動物用生物学的製剤（ワクチン等）の国家検定
- イ 抗生物質製剤等の検査命令による品質検査
- ウ 収去医薬品（一般薬等）の検査等
- エ 動物用生物学的製剤の同等性確認検査等
- （４）ワクチン製造におけるシードロットシステム対応検査
- （５）検査法の開発・改良のための調査・研究
- （６）技術講習

２．動物用医薬品の承認審査の充実等

- （１）動物用医薬品等の承認審査
- （２）承認申請資料等の信頼性基準適合性調査
- （３）再評価に必要な資料の収集・評価
- （４）動物用医薬品等の承認相談
- （５）情報提供（承認内容、副作用情報等）・相談

３．畜水産物の一層の安全性確保と危機管理対策

- （１）使用基準対応検査（薬剤の残留確認試験等）
- （２）薬剤耐性菌対応検査・調査・研究
- （３）海外悪性伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等）の防疫資材の検査、評価
- （４）動物用医薬品の環境毒性評価

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)の概要

目的

家畜の伝染性疾病(寄生虫病を含む。)の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ること(§ 1)

概要

家畜の伝染性疾病のうち、殺処分等強力な防疫措置が必要な我が国の畜産業の振興上危険なもの(26疾病)を家畜伝染病に、その他、家畜伝染病に準じる重要な伝染性疾病を届出伝染病(71疾病)に指定し、これらの疾病を中心に、それぞれ必要な国内防疫措置及び輸出入検疫を講じているところ

国内防疫

- 通常の家畜の飼養衛生管理については、以下の条項に基づき実施
 - ・牛・豚・鶏に関する飼養衛生管理基準の設定。家畜の所有者の遵守義務(§ 12の3)
 - ・家畜の所有者による自衛防疫措置の努力義務(§ 62の2)

疾病の種類		国内措置(都道府県(家畜防疫員)の事務)
	監視伝染病 (家畜伝染病+届出伝染病)	発生予防のための措置 (獣医師の届出義務・検査・注射・薬浴・投薬・消毒 等)
	家畜伝染病	まん延防止のための措置 (獣医師の届出義務・隔離・殺処分・移動制限 等)
	新疾病	獣医師の届出・検査 等

口蹄疫・牛海綿状脳症・豚コレラ・高病原性鳥インフルエンザについて特定家畜伝染病防疫指針の作成・公表(§ 3の2)。同指針に基づく措置を講ずる

なお、家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止のために、国から都道府県への動物用生物学的製剤の貸与(§ 49)、殺処分された患畜等に対する手当金の交付(§ 58)、焼却・埋却に要した費用の負担(§ 59)、都道府県知事等が家畜伝染病予防法を執行するために必要な費用の一部負担(§ 60)、都道府県が移動制限等に起因する売上げの減少額等を交付する場合に、その1 / 2を負担(§ 60)している。

輸出入検疫

輸 入	指定検疫物		輸入検査 等 (§ 40 等)
		うち 悪性家畜伝染病の汚染地域のわら 等	輸入禁止(輸入には農林水産大臣の許可が必要) (§ 36)
	病 原 体	監視伝染病	輸入禁止(輸入には農林水産大臣の許可が必要) (§ 36)
		既に知られているもの	届出 (§ 37)
		上記以外	輸入禁止(輸入には農林水産大臣の許可が必要) (§ 36)
輸 出	指定検疫物等		輸出検査 (§ 45)

牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)の概要

目的

牛海綿状脳症の発生を予防し、及びまん延を防止するための特別の措置を定めること等により、安全な牛肉を安定的に供給する体制を確立し、もって国民の健康の保護並びに肉用牛生産及び酪農、牛肉に係る製造、加工、流通及び販売の事業、飲食店営業等の健全な発展を図ること

概要

基本計画(§4)

牛海綿状脳症対策基本計画(平成14年7月31日農林水産大臣・厚生労働大臣公表)

- ・対応措置に関する基本方針
- ・計画の期間(おおむね5年間)
- ・牛海綿状脳症まん延防止のための措置に関する事項
- ・正確な情報の伝達に関する事項
- ・関係行政機関及び地方公共団体の協力に関する事項
- ・その他対応措置に関する重要事項

BSEの患畜の確認までの措置
・農場段階における措置
・と畜場段階における措置
・BSEが確認された場合における措置
・患畜の死体及び汚染物品の焼却等
・発生農場等における同居牛の移動の制限及び飼養状況等の把握
・疑似患畜の特定及びBSE検査・焼却処分の実施
・感染源・感染経路の究明

飼料規制(§5)

(参考)諸外国との比較: 反すう動物由来の肉骨粉の取扱

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)等に基づく規制

- ・牛の肉骨粉を原料・材料とする飼料の牛への使用、販売・製造・輸入禁止

日本	反すう動物、豚、鶏に給与禁止
米国	30か月齢以上の牛由来の脳・脊髄等について、反すう動物、豚、鶏に給与禁止(平成21年4月施行予定)
EU	反すう動物、豚、鶏に給与禁止

日本では、動物性たん白質(ほ乳類由来の乳、乳製品、家禽類由来の卵、卵製品等を除く。)は牛等の飼料への使用はできない。

死亡牛検査(§6)

24か月齢以上の牛が死亡したときの獣医師の届出義務
→ 都道府県知事による牛の所有者への検査命令

と畜場検査(§7)

- ・21か月齢以上の牛に関すると畜場における検査義務
- ・と畜場の設置者等の牛の特定部位(SRM)の除去義務
- ・と畜業者等の牛の特定部位による枝肉等の汚染防止処理義務

(参考)諸外国との比較

日本	21か月齢以上の牛すべて
米国	-
EU(注)	30か月齢超の牛すべて

注:平成21年1月1日から、EU内の一定の条件を満たした国については、検査対象月齢を48か月齢超へと変更することが可能となった。

情報の記録(§8)

経営安定のための措置(§9)

- その他の規定
 - ・国及び都道府県の責務(牛海綿状脳症発生の場合のまん延防止措置等)(§3)
 - ・農林水産大臣・厚生労働大臣の独法等への専門家派遣等、都道府県知事の国等への牛海綿状脳症の検査等の協力依頼(§10)
 - ・国・都道府県の国民への正しい知識の普及等の努力義務等(§11)
 - ・国・都道府県の調査研究体制の整備等の努力義務(§12)

家畜保健衛生所法(昭和25年法律第12号)の概要

目的

家畜保健衛生所は、地方における家畜衛生の向上を図り、もって畜産の振興に資するため、都道府県が設置する。

概要

事務の範囲(§3)等

家畜衛生に関する思想の普及及び向上に関する事務
家畜の伝染病の予防に関する事務
家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関する事務
家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関する事務
寄生虫病、骨軟症その他農林水産大臣の指定する疾病の予防のためにする家畜の診断に関する事務
地方的特殊疾病の調査に関する事務
その他地方における家畜衛生の向上に関する事務

(施設等は ~ の事務の適切な実施に必要な水準に適合している必要)

農林水産大臣の権限(§5)

- ・都道府県知事からの家畜保健衛生所の運営に関する報告徴収(§5)
- ・家畜の伝染病発生を予防・まん延の防止のために特に必要がある場合に都道府県知事に対し、家畜保健衛生所の事務に関する必要な指示(§5)

○その他

- ・位置、名称及び管轄区域の条例での規定(§1)
- ・都道府県の農林水産大臣に対する設置に関する事前届出制度(§2)
- ・名称の制限(§1、§6)

(「家畜保健衛生所」との文字の使用義務。他組織・機関による類似名称の使用禁止)

関係法令

家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号)

都道府県知事の事務の家畜保健衛生所長への一部の委任(家畜伝染病予防法§61)

§4 (届出伝染病の届出)、§4の2 (新疾病の届出・検査命令)、§7 (検査・注射・薬浴・投薬の表示)、§8 (証明書の交付)、§9(予防のための消毒方法等の実施)、§13 (患畜等の届出義務)、§15(通行の制限・遮断)、§21 ただし書(病性鑑定・学術研究の用に供し、焼却埋却義務の適用除外とするために必要な許可)、§24ただし書(発掘の許可)、§26 (倉庫等の消毒)、§30(まん延防止のための消毒方法等の実施)、§31 (検査・注射・薬浴・投薬)、§50(動物用生物学的製剤の使用許可)、§52(動物の所有者等に対する報告徴求)
§31 (まん延防止のための家畜防疫員の検査・注射・薬浴・投薬)で準用する場合を含む

家畜改良増殖法 (昭和25年法律第209号)

家畜保健衛生所において、家畜人工授精用精液を採取・処理、家畜体内受精卵を処理、家畜未受精卵を採取・処理、家畜体外授精を行い、又は家畜体外受精卵を処理することができる旨を規定(家畜改良増殖法§12)

狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)の概要(厚労省所管)

目的

狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ること

概要

適用範囲(法 § 2)

- ・犬
- ・猫、あらいぐま、きつね及びスカンク(狂犬病を人に感染させるおそれが高いもの)

通常措置(法第2章)

- 【犬のみに適用】
- ・登録(法 § 4)、予防注射(法 § 5)、抑留(法 § 6)
- 【犬、猫、あらいぐま、きつね及びスカンクに適用】
- ・輸出入検疫(法 § 7)(農林水産省所管)

発生時の措置(第3章)

- 【犬のみに適用】
- ・公示・係留命令(法 § 10)、検診・予防注射(法 § 13)、移動制限(法 § 15)、交通遮断(法 § 16)、集合施設等の禁止(法 § 17)、係留されていない犬の抑留・薬殺(法 § 18, 19)
- 【犬、猫、あらいぐま、きつね及びスカンクに適用】
- ・届出義務(法 § 8)、隔離義務(法 § 9)、殺害禁止(法 § 11)、死体の引渡し(法 § 12)、病性鑑定のための措置(法 § 14)

通常措置のうち輸出入検疫(§ 7)

農林水産省所管(法 § 7)

→ 犬等の輸出入検疫規則

(平成11年農林水産省令第68号)

輸入 / 輸出の事前届出(省令 § 1、 § 3)

犬等を輸入 / 輸出しようとする者

検疫(省令 § 4 ~ § 8)

係留期間(省令 § 4)

輸入の場合の係留期間	180日以内(輸入地域、施設等の状況により異なる。) 犬猫については、マイクロチップの装着、ワクチンの接種(2回以上)、抗体検査などの定められた手続等が確認できた場合は12時間以内
輸出の場合の係留期間	12時間以内で家畜防疫官が必要と認める時間

○他の規定

- ・検疫信号(省令 § 6)、船舶・飛行場での検疫(省令 § 8)
- ・狂犬病発生時の係留期間の延長(省令 § 5)
- ・検疫終了前の犬等の搬出禁止(省令 § 7)

検疫証明書の発行(省令 § 9)

動物検疫所

【補則(法第4章)】(費用負担)

輸出入に要する費用: 国 / 輸出入検疫中の犬等の飼養管理費: 所有者(法 § 23)

【罰則(法第5章)】

検疫を受けない犬等を輸入した場合: 30万円以下の罰金(法 § 26)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号)の概要(厚生省所管)

目的

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ること

概要

主な感染症対策のスキーム (法第2章～第9章)

基本方針(法 § 9) / 予防計画(法 § 10) / 特定感染症予防指針(法 § 11)に基づく措置

獣医師の届出(法 § 13)

定点調査(法 § 14)
積極的疫学調査(法 § 15)

情報収集・公表(第3章)

健康診断(法 § 17)
就業制限(法 § 18)

入院(法 § 19, 20)

消毒その他の措置
(法第5章)

医療(法第6章)

感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入(法第10章)

輸入検疫は農水省所管 → 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則
(平成11年農林水産省令第83号)

指定動物()の輸入禁止地域からの輸入禁止(法 § 54)

イタチアナグマ、コウモリ、サル、タヌキ、ハクビシン、プレーリードッグ、ヤワゲネズミ

輸入検疫のスキーム(農水省所管)

指定動物
(サル)を輸入しようとする者

輸入の事前届出(法 § 55、省令 § 2)

輸出国における 成田国際空港or関西国際空港に輸入
検査(省令 § 4) (法 § 55、省令 § 1)

輸入検査(省令 § 5～§ 9)

係留期間(省令 § 9)

種類	サル (右に掲げるものを除く。)	指定感染症にかかっている疑いのあるサル	指定感染症にかかっているサルと同居していた等により指定感染症にかかるおそれがあるサル
係留期間	30日	疑いがなくなるまでの期間(その期間が30日未満である場合30日)	相当期間

○他の規定

・船舶・航空機内検査(省令 § 6) / 検疫終了前の指定動物の搬出禁止(省令 § 8)

輸入検疫証明書の発行(省令 § 10)

(感染症にかかっている場合等)隔離、消毒、殺処分等の必要な措置(法 § 56)

動物検疫所

届出動物等()の輸入届出義務(法 § 56の2)

齧歯(げっし)目に属する動物及び死体、うさぎ目に属する動物及び死体、哺乳類に属する動物、鳥類に属する動物
(ただし、家畜伝染病予防法の指定検疫物、狂犬病予防法の犬等を除く。)

その他 特定病原体等(法第11章)、費用負担(法第12章)、罰則(法第14章)等を規定

獣医師法(昭和24年法律第186号)の概要

目的

獣医師全般の職務、資格等について規定した法律で、質の高い獣医師の確保をはかり、獣医療法(平成4年法律第46号)とともに適切な獣医療を提供することを目的とする。

概要

獣医師の任務、獣医師免許を受けるための要件、獣医師業務に係る義務等を定めるとともに、獣医師国家試験等を行うための獣医事審議会の設置と、罰則規定を定めている。

獣医師の免許

獣医師の資格付与、停止及び取消等について定めている

獣医師になるためには	内容
獣医学系大学の所定の教育カリキュラムを修了	獣医学系大学(16大学)で所定の獣医学教育を受け卒業すること、あるいは海外の獣医系大学を卒業し同等の学力を有すると認められること等
獣医師国家試験に合格	獣医事審議会が実施する獣医師国家試験を受験し、合格することが必要
獣医師名簿に登録	獣医師の免許を受けるために備えていなければならない要件を満たした者について、獣医師名簿に登録し、獣医師免許証を交付する

免許証が交付された獣医師には、診療及び診断書等の交付(法第19条)、診療簿・検案簿の記載と保管(法第21条)、活動状況の届出(法第22条)等の義務を果たすことが求められ、これらに違反した獣医師に対して罰則が規定されている。

獣医事審議会

獣医師法第24条に基づき、農林水産大臣の諮問機関として設置。獣医事審議会の下に次の3つの部会を設置。

獣医事審議会	審議内容
試験部会	獣医師国家試験に関する事務(第11条) (獣医師国家試験問題の作成、国家試験の実施 等)
免許部会	獣医師免許の付与及び行政処分に関する審議(第5条、第8条) (獣医師としての欠格要件に該当する者に対する審議、業務停止及び免許取消に関する審議 等)
計画部会	獣医療提供体制整備のための基本方針の策定(獣医療法第10条第4項)(基本方針の策定又は変更、臨書研修施設の指定 等)

獣医療法(平成4年法律第46号)の概要

目的

飼育動物の診療施設の開設及び管理に関し必要な事項並びに獣医療を提供する体制の整備のために必要な事項を定めること等により、適切な獣医療の確保を図ること

概要

診療施設に関する構造設備の基準等を規定

獣医療を提供する体制の整備(診療施設等の整備、獣医師の確保等)を総合的・計画的に推進

獣医療に関する広告を制限

することにより、適切な獣医療の確保を図っている。

診療施設に関すること

項目	内容
開設の届出	診療施設を開設した者は、都道府県知事に所定の事項を届け出なければならない。(第3条)
構造設備の基準	診療施設の構造設備は、所定の基準に適合したものでなければならない。(第4条)
管理	診療施設を管理する者は、その管理について所定の事項を遵守しなければならない。(第5条)

都道府県知事は、診療施設の構造設備が所定の基準に適合しないと認めるとき等は、診療施設の全部若しくは一部の使用を制限すること等ができる。(第6条)

獣医療を提供する体制の整備に関すること

項目	内容
基本方針	農林水産大臣は、獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針を定めなければならない。(第10条)
都道府県計画	都道府県は、当該都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画を定めることができる。(第11条)
公庫からの資金の貸付け	都道府県計画に基づいて産業動物診療に係る診療施設の整備を図る者に対し、(株)日本政策金融公庫はその整備に要する資金を貸し付けることができる。(第15条)

広告の制限に関すること

何人も、獣医師又は診療施設の業務に関しては、所定の事項を除き、その技能、療法又は経歴に関する事項を広告してはならない。(第17条)

持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)の概要

目的

養殖漁場の改善の促進、養殖水産動植物の伝染性疾患のまん延を防止のための措置を講ずることにより、持続的養殖生産の確保を図り、養殖業の発展と水産物の供給の安定に資すること

概要

国内に発生が確認されていない又は一部のみに発生している養殖水産動物の伝染性疾患であって、まん延した場合に養殖水産動植物に重大な損害を与えるおそれのあるものを特定疾患(11疾患)に指定し、当該疾患を中心に、それぞれ必要な国内防疫措置を講じているところ

国内防疫

都道府県の法定受託事務として、以下の措置を実施

疾病の種類	国内防疫措置
特定疾患	まん延防止のための措置 (届出報告、移動制限、殺処分、消毒、損失の補償等)
新疾患	届出義務

(試験研究等の推進)

国による養殖水産動植物の伝染性疾患の予防のための試験研究及び情報収集の推進

(立入検査等)

都道府県による養殖施設への立入検査、所有者等からの報告徴取

(特定疾患)

水産動植物	伝染性疾患
こい科魚類	コイ春ウイルス血症 コイヘルペスウイルス病
さけ科魚類	ウイルス性出血性敗血症 流行性造血器壊死症 ピシリケッチア症 レッドマウス病
くるまえび属のえび類	バキュロウイルス・ペナエイによる感染 モノドン型バキュロウイルスによる感染 イエロ・ヘッド病 伝染性皮下造血器壊死症 タウラ症候群

水産資源保護法(昭和26年法律第313号)の概要

目的

水産資源の保護培養を図り、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与すること

概要

水産動物の輸入に伴い、病原体が持ち込まれ、我が国養殖業に重大な損害を及ぼさないために、農林水産大臣が定める水産動物について輸入防疫対象疾病を指定し、それぞれ必要な輸入検疫を講じているところ

輸入検疫

農林水産大臣が指定するものについて実施

輸入検疫措置

農林水産大臣の許可

(輸出国政府機関の検査証明書の提出、隔離飼育命令、殺処分、消毒等)

立入検査

(輸入防疫対象疾病)

水産動物	輸入防疫対象疾病
こい	コイ春ウイルス血症 コイヘルペスウイルス病
きんぎょその他のふな属魚類 はくれん、こくれん、そうぎょ、 あおうお	コイ春ウイルス血症
さけ科魚類の発眼卵 さけ科魚類の稚魚	ウイルス性出血性敗血症 流行性造血器壊死症 ピシリケッチア症 レッドマウス病
くるまえばい属のえび類の稚えび	バキュロウイルス・ペナエイによる感染症 モノドン型バキュロウイルスによる感染症 イエロ - ヘッド病 伝染性皮下造血器壊死症 タウラ症候群

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律 (平成20年法律第83号)の概要

目的

愛がん動物用飼料(ペットフード)の製造等に関する規制を行うことにより、愛がん動物用飼料の安全性の確保を図り、もって愛がん動物(ペット)の健康を保護し、動物の愛護に寄与することを目的とする。

概要

(環境省・農林水産省共管)

- 愛がん動物用飼料の製造の方法等についての基準及び成分についての規格を設定し、その基準又は規格に合わないものの製造等の禁止
- 有害な物質を含む愛がん動物用飼料の製造等の禁止
- 有害な物質を含む愛がん動物用飼料等の廃棄等の命令
- 製造業者等の届出及び帳簿の備付け

国

製造方法等の基準・
成分の規格を設定

II

- 基準・規格に合わないものの製造等を禁止
- 有害な物質を含む愛がん動物用飼料の製造等を禁止
- 有害な物質を含む愛がん動物用飼料等の廃棄等の命令

海外からの輸入品

輸入業者

(届出・帳簿の備付け義務)

製造業者

(届出・帳簿の備付け義務)

製品

販売業者

(帳簿の備付け義務(小売の場合は除く))

安全な愛がん動物用飼料

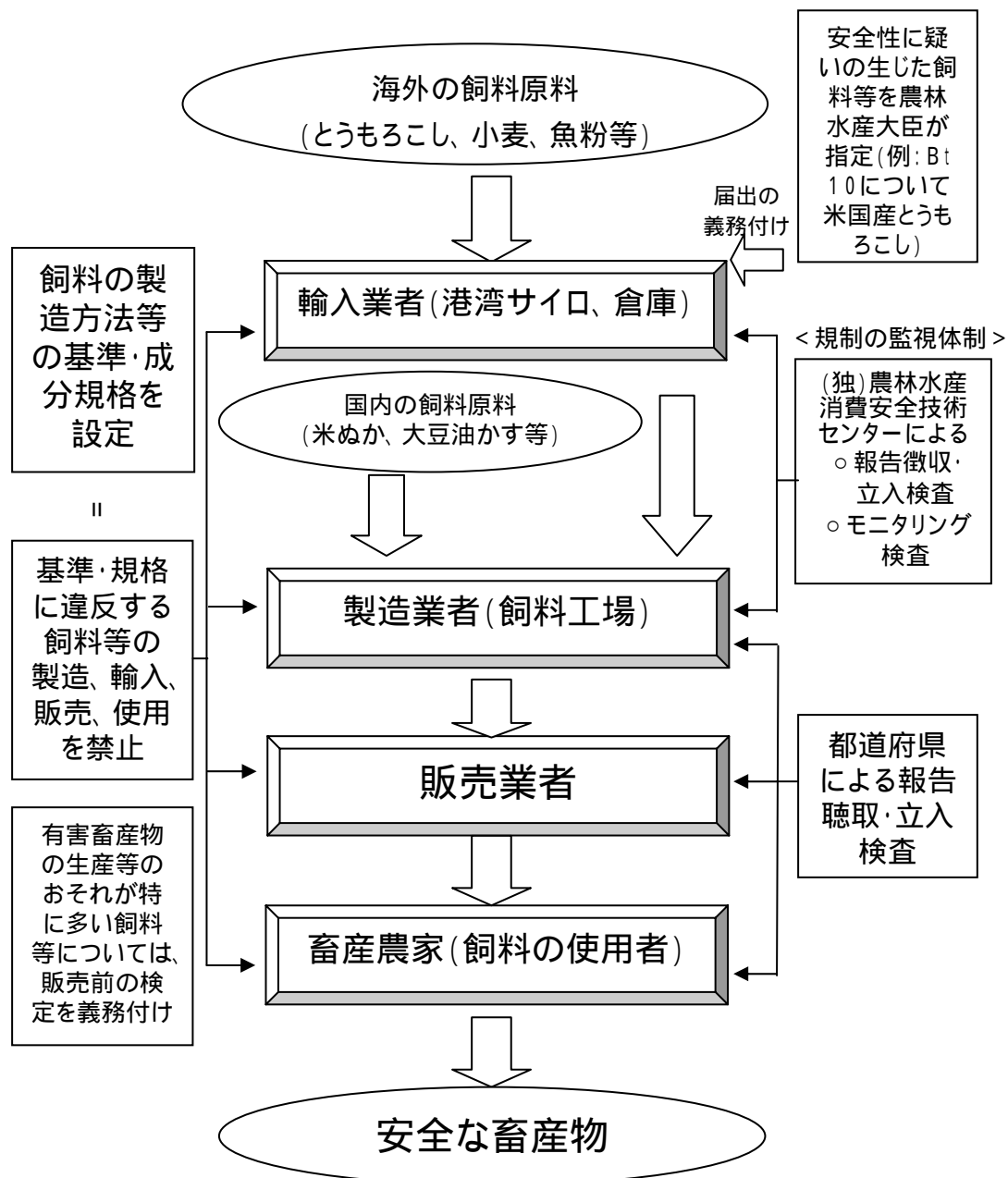
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (昭和28年法律第35号)の概要

目的

飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及び検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、もって公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与。

概要

飼料及び飼料添加物について、国が規格及び基準を設定し、これに合致しないものの製造・輸入の禁止、有害物質を含む飼料等の製造・輸入の禁止、廃棄等の命令措置を講じることにより、飼料の安全性を確保。
また、公定規格の設定、規格適合表示、表示の基準、表示事項の表示等の指示などにより、飼料等の品質改善に寄与。



薬事法(昭和35年法律第135号)の概要

目的

医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保のために必要な規制等を行うことにより、保健衛生の向上を図ること(第1条)

概要

医薬品の定義 (2条)

○ 医薬品、医薬部外品、医療機器(動物用の化粧品はない)の定義

製造販売業・製造業の許可、製造販売の承認等(12条～23条)

- 医薬品等の製造販売業・製造業の大臣の許可
- 医薬品等の品目ごとの大臣の承認
- 製造販売後の有効性・安全性についての再審査等

医薬品販売業の許可等 (24条～40条の3)

- 医薬品等の販売業の知事の許可
- 高度管理医療機器等の販売業等の知事の許可、管理医療機器の知事への届出
- 医療機器の修理業の大臣の許可

検 定 (43条)

- 大臣の指定する医薬品の検定

医薬品等の取扱い、広告、監督、治験等 (44条～82条)

- 毒劇薬及び要指示医薬品の販売方法の制限、立入検査、改善命令、治験(承認申請に必要な臨床試験)の届出等

動物用医薬品の製造・輸入の禁止 (83条の2)

- 無許可での製造、輸入の禁止等

未承認医薬品の使用の禁止 (83条の3)

- 未承認医薬品の食用動物への使用禁止

動物用医薬品等の使用の規制 (83条の4、83条の5)

- 農林水産大臣は、畜水産物中に残留するおそれのある医薬品について、使用者が遵守すべき基準を設定

- 動物用医薬品等については、農林水産省の所管(薬事法第83条第1項の読み替え規定により薬事法を適用)
- 薬事・食品衛生審議会の下に、動物用医薬品等部会を設置

国際獣疫事務局（OIE）の組織等について
(OIE:OFFICE INTERNATIONAL DES EPIZOOTIES)

1.本部所在地 フランス（パリ）

2.設立年月日 1924年（大正13年）1月25日

3.加盟国数 172ヶ国（2008年5末日現在）

4.我が国との関係

- ・1930年（昭和5年）1月28日加盟
- ・1949年（昭和24年）以降、総会（毎年5月、パリで開催）に出席
- ・1991年（平成3年）OIE総会決議に基づきアジア・太平洋地域事務所を東京に開設
- ・日本の常任代表は現在、消費・安全局 動物衛生課国際衛生対策室長が担当

5.活 動

（1）OIEの主な活動内容

国際貿易上社会・経済的に重要な意味を持つ動物の伝染性疾病的防疫のために適当と認められる動物衛生基準等を策定すること

世界各国における動物の伝染性疾病的の発生状況や科学的知見についての情報を収集・分析・提供すること

動物疾病的防疫に関する技術的支援や助言を実施すること

アジア地域においては、1991年、OIE総会決議に基づき、OIEアジア・太平洋地域事務所が東京に開設された。以来、地域の28ヶ国を対象とし、動物衛生情報システムのセンターとして、地域動物衛生、畜産食品の安全性等の中核的な役割を果たしている。

（2）WTO/SPS協定との関係

世界貿易機構（WTO）の設立とともに「衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）」が発効し、OIEは動物衛生や人獣共通感染症に関する国際基準設定機関として位置づけられている。

（3）OIEへの疾病発生報告

OIE加盟国は、事務局本部あてに、緊急通報、フォローアップ通報、定期通報（6か月毎、1年毎）の4つの報告書の提出が下記のとおり義務づけられている。

	提出時期	内容	情報掲載方法
緊急通報 Immediate Notification	以下の事項の発生から24時間以内に通報を行う。 ・OIEリスト疾病的の初発生 ・アウトブレイクが収束したと報告したOIEリスト疾病的の再発生 ・新しい系統の病原体によるOIEリスト疾病的の初発生 ・OIEリスト疾病的の分布、発生、感染率あるいは死亡率が急に予期せぬ増加をみせた場合 ・死亡率又は感染率が高い、あるいは人獣共通感染症の可能性のある新興感染症 ・OIEリスト疾病的が特に人獣共通感染症の要素を含み疫学的に変化した場合（宿主域、病原性、系統を含む）	所定の様式に沿って以下の事項を記入 ・緊急通報の理由 ・病気の名前 ・病原体の詳細 ・疾病発生の原因 ・管理措置 ・ワクチン接種の有無 など	OIEが確認後速やかにOIEホームページの世界家畜衛生情報データベース(WAHD)に掲載
フォローアップ通報 Follow-up report	・緊急通報を行った疾病について1週間ごとにフォローアップ通報を行う。 ・疾病が撲滅される、あるいは状況が安定し定期的な通報を行うことで義務が果たせるようになるまで通報を行う。 ・最終通報を行う。	緊急通報から更新する事項	
6か月毎の定期通報 Six-monthly report	6か月に1回	所定の様式に沿って以下の事項を記入 ・OIEリスト疾病的の発生の有無や疾病毎の対応 ・発生疾病に関する、都道府県別、月毎の発生 件数、頭数等の情報	世界家畜衛生情報データベース(WAHD)に掲載
1年毎の定期通報 Annual report	1年に1回	所定の様式に沿って以下の事項を記入 ・OIEリスト疾病以外の疾病的の発生 ・家畜飼養統計 ・家畜衛生当局の概要 など	

動物・畜産物の輸出入に係る衛生条件等について

1 偶蹄類の動物の肉等の輸入検疫について

(1) 口蹄疫の侵入防止への取組みについて

我が国は、口蹄疫等の家畜の悪性伝染病の発生が確認されている国等(口蹄疫非清浄国等)からの偶蹄類の動物の肉等の輸入を禁止している。ただし、これらの国からであっても、農林水産大臣が指定した施設で、農林水産大臣の定める基準に従って加熱処理されたものについては輸入を認めている。(家畜伝染病予防法第36条、同法施行規則第43条)

21年1月末現在、中国の112施設、タイの26施設のほか、台湾、マレーシア、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイの施設を偶蹄類の動物の肉等の加熱処理施設として指定している。これら指定施設において適切に加熱処理が実施されていることを確認するため、今後もこれらの指定施設の立入調査を行うこととしている。

英国から日本向けに輸出される偶蹄類の動物の肉等については、19年8月の同国における口蹄疫の発生確認を受け、輸入禁止措置を講じたが、20年5月、同国における発生状況、サーベイランス等に関する情報を踏まえて、英国を清浄国として認定した。

(2) 豚コレラの侵入防止への取組みについて

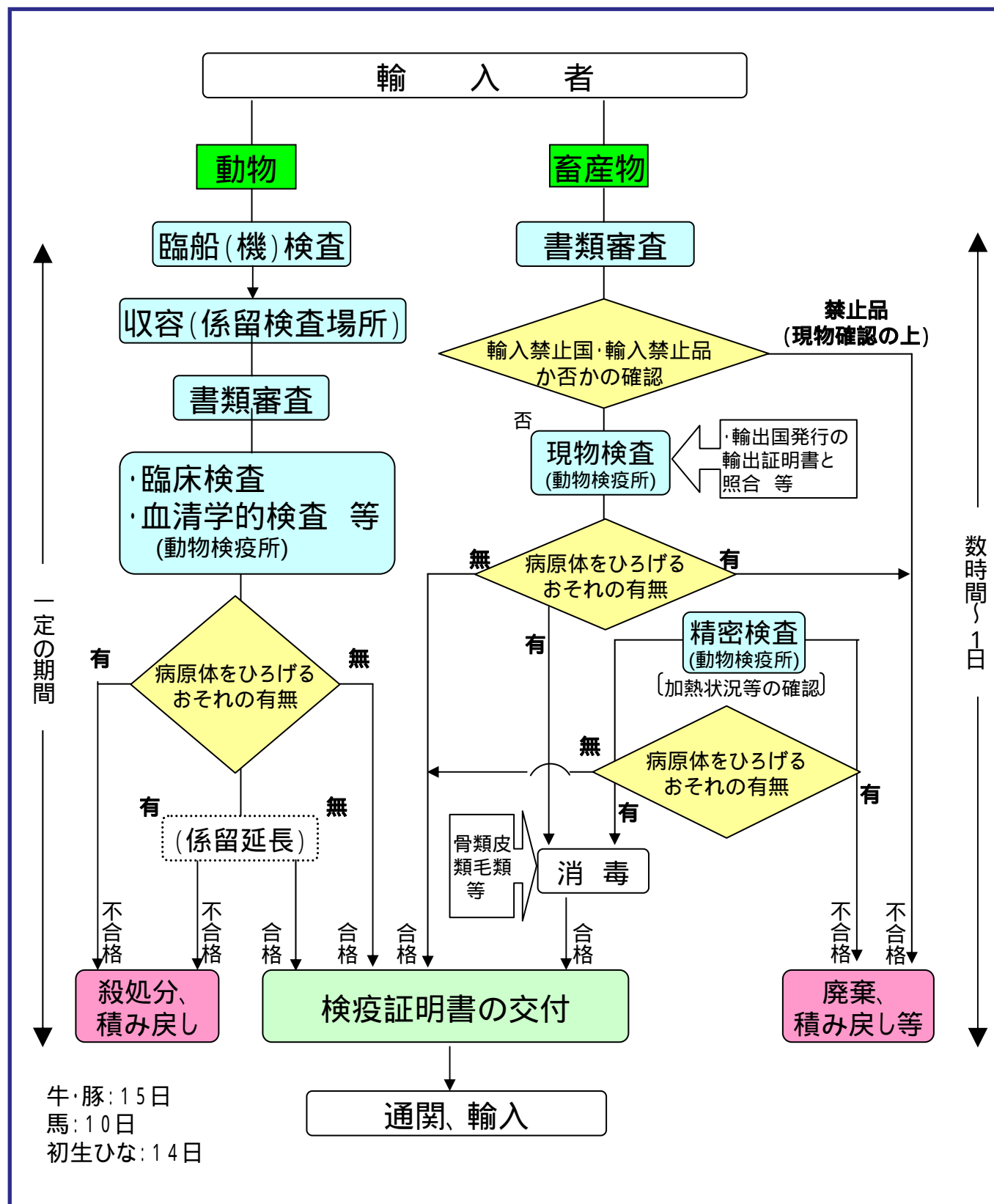
豚コレラは、アジア地域を中心に依然として発生が確認されており、世界的に取組みが強化されている。我が国は、動畜産物を介した本病の我が国への侵入防止に万全を期すため、豚コレラが発生した国からの豚肉等について、輸入停止措置を講じている。ただし、発生国であっても、その獣医行政体制及びサーベイランス等に関する情報を踏まえ、地域主義を導入した家畜衛生条件を取り決めている国(フランス、ベルギー、メキシコ等)については、清浄地域からの豚肉等の輸入を認めている。

ドイツから日本向けに輸出される豚肉等については、地域主義を導入した家畜衛生条件を取り決め、20年5月より清浄地域からの輸入を認めていたが、21年1月、同国の清浄地域における豚コレラの発生確認を受け、同国からの豚肉等について輸入停止措置を講じた。

2 動物検疫協議

我が国への動物・畜産物の輸出量、品目数の多い米国、カナダ、フランス、オランダ、オーストラリア、韓国等との間で、家畜衛生に関する技術的情報の交換を行っているほか、我が国への動畜産物の輸出に関心を持っているその他の国との間でも要請に応じ協議を行っている。これに併せ、前出の日本産畜産物の輸出の解禁・再開に関し、我が国の輸出関心国との間で協議を進めているところである。また、メキシコとの間では、日墨 EPA 合意に基づき、また、マレーシアとの間では日馬 EPA 合意に基づき、それぞれの SPS 委員会の枠組みの中で、双方の動植物検疫に関する関心事項について協議を行っているところである。

動物・畜産物の輸入検査手続きフロー



動物・畜産物の輸出入検疫数量(平成20年速報値)

(1)輸入動物

(単位:頭, 羽, 個, 群, アンプル)

年別	種類	牛					豚		
		乳用 繁殖用	肉用 繁殖用	肥育用	と畜場 直行用	その他	計	繁殖用	その他
18		973		24,746			25,719	221	2
19		967	961	23,166		6	25,100	126	
20		649		18,991		20	19,660	421	
対前年比%		67.1	0.0	82.0	-	333.3	78.3	334.1	-

年別	種類	めん羊	山羊	その他の 偶蹄類	馬				
					繁殖用	乗用	競走用	肥育用	その他
18		233			173	187	333	5,638	92
19				17	323	148	214	5,302	
20		378	6	5	212	163	199	4,101	13
対前年比%		-	-	29.4	65.6	110.1	93.0	77.3	-

年別	種類	その他の 馬科	兎	鶏	その他の 家さん	初生ひな			種卵 (個)	みつばち (群)
						鶏	その他	計		
18			13,619			709,637	9,245	718,882		13,513
19		9	12,827		1	526,400	4,702	531,102	17	11,098
20			10,152			702,410	8,012	710,422		
対前年比%		0.0	79.1	-	0.0	133.4	170.4	133.8	0.0	0.0

年別	種類	精液 (アンプル)	受精卵 (個)	犬	猫	きつね	スカンク	サル	指定外の 動物*	総計
18		649,610	2,445	8,099	1,655	13		7,198		782,064
19		621,670	2,018	7,281	1,600			7,464		591,514
20		779,263	1,828	6,591	1,593	5		5,570		759,491
対前年比%		125.3	90.6	90.5	99.6	-	-	74.6	-	128.4

(注)総計には種卵, 受精卵, 精液, みつばちを含まない。

*家畜伝染病予防法第40条第2項に基づく検査を実施したもの。

(2)輸出動物

(単位:頭, 羽, 個, 群, アンプル)

種類 年別	牛						豚		
	乳用 繁殖用	肉用 繁殖用	肥育用	と畜場 直行用	その他	計	繁殖用	その他	計
18									
19							28		28
20								5	5
対前年比%	-	-	-	-	-	-	0.0	-	17.9

種類 年別	めん羊	山羊	その他の 偶蹄類	馬					
				繁殖用	乗用	競走用	肥育用	その他	計
18				66	9	97			172
19				41	4	73			118
20			17	38		81			119
対前年比%	-	-	-	92.7	0.0	111.0	-	-	100.8

種類 年別	その他の 馬科	兎	鶏	その他の 家さん	初生ひな			種卵 (個)	みつばち (群)
					鶏	その他	計		
18	4	88							
19		204							
20	1	67							
対前年比%	-	32.8	-	-	-	-	-	-	-

種類 年別	精液 (アンプル)	受精卵 (個)	犬	猫	あらい ぐま	きつね	スカンク	指定外の 動物*	総計
18	11,820		4,630	1,530				265,069	271,493
19	4,862		4,346	1,416				237,629	243,741
20	5,194		4,700	1,463				164,861	171,233
対前年比%	106.8	-	108.1	103.3	-	-	-	69.4	70.3

(注)総計には種卵, 受精卵, 精液, みつばちを含まない。

*家畜伝染病予防法第45条第1項に基づく検査を実施したもの。

(3) 輸入畜産物

(単位:トン, 件, 個)

種類 年別	骨 類							
	骨	砕骨	蹄角	骨髄	骨粉	蹄角粉	その他	計
18	35,155	12,579	916	1,303		1,114	0	51,068
19	36,159	12,565	1,162	1,363		928	0	52,176
20	32,366	11,290	1,204	1,108		1,080	2	47,051
対前年比%	89.5	89.9	103.7	81.3	-	116.5	54,008.6	90.2

種類 年別	肉 類							
	牛肉	豚肉	めん羊肉	山羊肉	その他の 偶蹄類の肉	偶蹄類の 加熱処理肉	ハム	ソーセージ
18	508,087	818,557	32,829	156	63	39,224	2,088	38,057
19	505,723	858,448	22,526	172	61	37,600	2,193	41,694
20	503,138	941,567	23,757	188	36	24,746	1,840	35,541
対前年比%	99.5	109.7	105.5	109.6	60.1	65.8	83.9	85.2

種類 年別	肉 類							臓器類
	ベーコン	馬肉	兎肉	家きん肉	犬肉	その他	計	偶蹄類 の臓器
18	2,326	8,185	205	679,833	31	167,717	2,297,358	2,601
19	2,563	7,903	40	656,758	77	156,881	2,292,640	3,240
20	1,964	5,460	56	746,714	5	89,538	2,374,551	2,493
対前年比%	76.6	69.1	138.5	113.7	6.4	57.1	103.6	77.0

種類 年別	臓 器 類							卵類
	偶蹄類の 加熱臓器	偶蹄類以 外の臓器	消化管等	ケーシング	脂肪	その他	計	食用 殻付卵
18		4,625	19,467	4,287	23,281	79	54,340	2,312
19	0	3,765	24,934	3,660	20,022	53	55,674	2,769
20		3,280	28,292	4,410	26,062	41	64,578	1,653
対前年比%	0.0	87.1	113.5	120.5	130.2	76.3	116.0	59.7

種類 年別	卵 類			皮 類				
	液卵	その他	計	牛皮	豚皮	めん羊皮	山羊皮	その他の 偶蹄類の皮
18	9,365	60	11,737	48,233	2,696	888	24	421
19	5,113	9	7,891	47,239	3,590	912	30	420
20	5,493	122	7,268	37,065	2,905	689	21	488
対前年比%	107.4	1,384.0	92.1	78.5	80.9	75.6	67.9	116.2

(単位:トン, 件, 個)

種類 年別	皮 類					毛 類		
	馬皮	兎皮	犬皮	その他	計	牛毛	豚毛	羊毛
18	3,854	315	5	47	56,483	0	67	5
19	3,847	10	1	3	56,052	0	56	5
20	2,891	5			44,064	0	56	4
対前年比%	75.1	51.7	0.0	0.0	78.6	862.1	101.0	90.4

種類 年別	毛 類							
	山羊毛	その他の偶蹄類の毛	馬毛	兎毛	羽毛	犬毛	その他	計
18	528	156	163	472	4,881	0	2	6,276
19	349	78	140	245	4,239	1	1	5,114
20	271	93	127	182	4,228	0	3	4,964
対前年比%	77.7	119.0	90.6	74.2	99.7	30.4	262.4	97.1

種類 年別	ミ ー ル 類						その他の畜産物	
	血粉	肉粉	肉骨粉	羽毛粉	その他	計	血液(件)	血清(件)
18	171	31				202	767	4,222
19	245	76		6		327	814	4,182
20	2,037	89				2,127	855	4,465
対前年比%	831.2	117.0	-	-	-	649.8	105.0	106.8

種類 年別	そ の 他 の 畜 産 物					稲わら等	禁止品	ギャベージ
	試験研究用卵(個)	病原体(件)	ふん・尿	病性鑑定材料(件)	その他			
18	1,118,010	71	0	4	1,164	221	2,403	14,796
19	1,187,537	130	0		2,692	23,611	1,617	13,903
20	1,568,350	121	0		1,438	162,553	1,924	13,074
対前年比%	132.1	93.1	2,950.2	-	53.4	688.5	118.9	94.0

種類 年別	指定検疫物 以外のもの	動物性 加工たん白	総計
18	77,987	1,002,359	3,576,393
19	82,090	869,374	3,463,160
20	79,682	865,115	3,668,388
対前年比%	97.1	99.5	105.9

(注)総計には血液, 血清, 試験研究用卵, 病原体, 病性鑑定材料を含まない。

KGで集計できないものは計に含まない。

(4) 輸出畜産物

(単位:トン, 件, 個)

年別	骨 類							
	骨	砕骨	蹄角	骨髄	骨粉	蹄角粉	その他	計
18	0	0	7	4		0		11
19	1			0				1
20	45		0	3				47
対前年比%	7,381.9	-	-	2,024.3	-	-	-	6,392.6

年別	肉 類							
	牛肉	豚肉	めん羊肉	山羊肉	その他の偶蹄類の肉	偶蹄類の加熱処理肉	ハム	ソーセージ
18	115	94	0		0		8	10
19	280	223			0		9	22
20	576	862	0	0			10	27
対前年比%	205.7	387.5	-	-	0.0	-	109.9	124.2

年別	臓器類							臓器類
	ベーコン	馬肉	兎肉	家きん肉	犬肉	その他	計	偶蹄類の臓器
18	9	18		4,528		303	5,085	0
19	6	0		7,491		178	8,208	0
20	12	0		12,416	0	277	14,180	53
対前年比%	213.3	5,973.0	-	165.7	-	155.4	172.7	15,525.1

年別	臓 器 類							卵 類
	偶蹄類の加熱臓器	偶蹄類以外の臓器	消化管等	ケーシング	脂肪	その他	計	食用殻付卵
18		3	349	126	118	0	597	182
19		0	250	61	0	0	311	300
20		17	221	107		0	397	461
対前年比%	-	5,371.1	88.5	175.9	0.0	30.2	127.8	153.5

年別	卵 類			皮 類				
	液卵	その他	計	牛皮	豚皮	めん羊皮	山羊皮	その他の偶蹄類の皮
18	7	12	200	9,878	64,128	8		
19	13	28	341	8,156	65,724	0		0
20	12	0	473	7,106	72,638	0		
対前年比%	94.0	0.1	138.9	87.1	110.5	61.9	-	0.0

年別	種類	皮 類				毛 類			
		馬皮	兎皮	犬皮	その他	計	牛毛	豚毛	羊毛
18			0		0	74,013		4	
19						73,881		3	61
20		0	0			79,745		2	4
対前年比%		-	-	-	-	107.9	-	60.7	6.7

年別	種類	毛 類						
	山羊毛	その他の 偶蹄類の毛	馬毛	兎毛	羽毛	犬毛	その他	計
18	8	1	11	14	357			393
19	8	0	6		412	0		490
20	1	0	2		603	0		612
対前年比%	16.3	50.0	35.2	－	146.2	1,428.6	－	124.9

年別	種類	ミ ー ル 類					その他の畜産物	
	血粉	肉粉	肉骨粉	羽毛粉	その他	計	血液 (件)	血清 (件)
18						0	5	229
19		12				12	8	159
20		36				36	4	187
対前年比%	-	301.8	-	-	-	301.8	50.0	117.6

年別	種類	そ の 他 の 畜 産 物					禁止品	ギャベージ
		試験研究用卵(個)	病原体(件)	ふん・尿	病性鑑定材料(件)	その他		
18			2	6,308		5		
19		180		7,551		1		
20		540		6,302		507		
対前年比%		300.0	-	83.5	-	36,274.2	-	-

年別	種類	指定検疫物以外のもの	動物性加工たん白	総計
18		40,855		127,456
19		36,815		127,621
20		51,638		153,891
対前年比%		140.3	-	120.6

(注) 総計には血液、血清、試験研究用卵、病原体、病性鑑定材料を含まない。

KGで集計できないものは計に含まない。

検疫中に摘発された伝染性疾病（平成20年速報値）

（単位：頭数）

区分	輸出入 の別	動物種	疾病	用途	仕出地域	転帰				検査 場所
						死亡	殺処分	自主淘汰	再検査後陰 性/回復※	
家畜伝染病	患者	入	牛	ブルセラ病	肥育用	オーストラリア		1		新門司
		入	牛	ブルセラ病	肥育用	オーストラリア		2		新門司
		入	羊	ヨーネ病	繁殖用	オーストラリア		1		成田
	疑似患者	入	牛	ブルセラ病	肥育用	オーストラリア		1		新門司
		入	牛	ブルセラ病	肥育用	オーストラリア		4		新門司
		入	牛	ブルセラ病	肥育用	オーストラリア		1		名古屋
		入	牛	ヨーネ病	乳用繁殖用	オーストラリア		2		大阪
		入	牛	ヨーネ病	肥育用	オーストラリア		2		新門司
		入	牛	ヨーネ病	肥育用	オーストラリア		9		新門司
		入	牛	ヨーネ病	肥育用	オーストラリア		4		神戸
		入	牛	ヨーネ病	肥育用	オーストラリア		1		名古屋
		入	羊	ヨーネ病	繁殖用	オーストラリア		2		成田
		入	馬	馬ウイルス性動脈炎	肥育用	カナダ		111		神戸
		入	馬	馬パラチフス	乗用	オーストラリア			1	成田
		入	馬	馬パラチフス	乗用	ドイツ			2	成田
届出伝染病	入	馬	馬パラチフス	競走用	アメリカ				1	成田
	入	馬	馬パラチフス	競走用	アメリカ				1	成田
	入	馬	馬鼻肺炎	繁殖用	カナダ			33		横浜
	入	めん羊	伝染性膿疱性皮膚炎	繁殖用	オーストラリア	1			110	成田
	入	みつばち	ノゼマ病	繁殖用	オーストラリア		931			中部空港
	入	みつばち	ノゼマ病	養蜂用	オーストラリア	250				関西空港
	入	みつばち	ノゼマ病	養蜂用	オーストラリア	250				関西空港

※ 再検査後陰性/回復について、
再検査陰性とは、摘発疾病を疑われたが保留を延長後再検査を行い、感染を広げるおそれがないことを確認し解放されたもの。
回復とは、検査を行い陽性であったが保留の延長を行い保留期間中に回復し、伝染性疾病を広げるおそれがないことを確認し解放されたもの。

我が国の畜産業の概要

1. 一般動向

○ 農業総産出額の推移

(単位：億円、%)

区分/年	昭50	60	平7	13	14	15	16	17	18	19(概算)	(構成比)
農業総産出額	90,514	116,295	104,498	88,813	89,297	88,565	87,136	85,119	83,322	81,927	(100.0)
耕 種	65,012	82,996	78,513	64,077	63,908	64,602	61,832	59,396	58,179	56,536	(69.0)
うち 米	34,658	38,299	31,861	22,284	21,720	23,416	19,910	19,469	18,147	17,903	(21.9)
野菜	14,673	21,104	23,978	21,188	21,514	20,970	21,427	20,327	20,508	20,489	(25.0)
畜 産	24,867	32,531	25,204	24,125	24,783	23,289	24,580	25,057	24,525	24,773	(30.2)
乳 用 牛	5,655	8,876	7,917	7,721	7,779	7,978	7,958	7,834	7,483	7,298	(8.9)
うち 生乳	4,648	7,596	7,014	6,758	6,836	6,942	6,875	6,759	6,480	6,350	(7.8)
肉 用 牛	2,467	4,727	4,494	4,369	4,662	4,001	4,455	4,730	4,781	4,808	(5.9)
豚	7,333	7,910	5,059	5,007	5,168	4,671	5,186	4,987	4,980	5,233	(6.4)
鶏	7,471	9,342	7,011	6,349	6,532	6,015	6,354	6,889	6,583	6,773	(8.3)
うち 鶏卵	4,776	5,099	4,096	3,862	3,944	3,454	3,866	4,346	4,010	4,060	(5.0)
養 蚕	1,463	845	79	17	16	-	-	-	-	-	-
その他畜産物	478	830	645	662	627	623	627	619	698	660	(0.8)
加工農産物	635	768	781	611	605	674	725	666	618	617	(0.8)

資料：農林水産省「農業総産出額」

2. 牛乳

○ 生乳生産量の推移

(単位：千ト、%)

年度	10	11	12	13	14	15	15 (これ以降 新定義)	16	17	18	19	20 (4～11月)
区分												
生乳生産量	8,549 (▲0.9)	8,513 (▲0.4)	8,415 (▲1.2)	8,312 (▲1.2)	8,380 (0.8)	8,405 (0.3)		8,285 (▲1.4)	8,293 (0.1)	8,091 (▲2.4)	8,024 (▲0.8)	5,299 (▲0.7)
地域別												
北海道	3,635 (1.6)	3,667 (0.9)	3,622 (▲1.2)	3,670 (1.3)	3,796 (3.5)	3,864 (1.8)		3,821 (▲1.1)	3,883 (1.6)	3,780 (▲2.6)	3,829 (1.3)	2,614 (2.7)
都府県	4,914 (▲2.7)	4,846 (▲1.4)	4,792 (▲1.1)	4,642 (▲3.1)	4,584 (▲1.3)	4,541 (▲0.9)		4,464 (▲1.7)	4,410 (▲1.2)	4,310 (▲2.3)	4,195 (▲2.7)	2,685 (▲3.8)
仕向別												
牛乳等 向 け	5,026 (▲1.9)	4,939 (▲1.7)	5,003 (1.3)	4,903 (▲2.0)	5,046 (2.9)	4,957 (▲1.8)	5,018 (-)	4,902 (▲2.3)	4,739 (▲3.3)	4,620 (▲2.5)	4,509 (▲2.4)	3,034 (▲1.9)
乳製品 向 け	3,419 (0.7)	3,470 (1.5)	3,307 (▲4.7)	3,317 (0.3)	3,245 (▲2.1)	3,362 (3.6)	3,302 (-)	3,301 (0.0)	3,472 (5.2)	3,389 (▲2.4)	3,432 (1.3)	2,209 (1.0)

資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」

注1：仕向別生産量は15年度以降調査定義が変更された。

注2：()内は対前年増減率。(20年度は 対前年同期比(4～11月))

○ 乳用牛飼養戸数・頭数等の推移

区 分 / 年		13	14	15	16	17	18	19	20
乳用牛飼養戸数(千戸)		32 (▲4.2)	31 (▲3.7)	30 (▲3.9)	29 (▲3.4)	28 (▲3.8)	27 (▲4.0)	25 (▲4.5)	24 (▲3.9)
	うち 成畜50頭以上層(千戸)	8.4 (26.2)	8.2 (26.6)	8.2 (27.8)	8.2 (28.8)	8.0 (29.2)	7.7 (29.3)	7.6 (30.4)	7.6 (31.4)
	戸数シェア(%)								
乳用牛飼養頭数(千頭)		1,725 (▲2.2)	1,726 (0.1)	1,719 (▲0.4)	1,690 (▲1.7)	1,655 (▲2.1)	1,636 (▲1.1)	1,592 (▲2.7)	1,533 (▲3.7)
	うち 成畜50頭以上層(千頭)	931 (54.7)	937 (55.3)	954 (56.7)	988 (59.4)	991 (60.8)	979 (60.8)	971 (61.9)	960 (63.8)
	頭数シェア(%)								
うち 経産牛頭数		1,124	1,126	1,120	1,088	1,055	1,046	1,011	998
一戸当たり 経産牛頭数(頭)	全 国	34.9	36.3	37.6	37.8	38.1	39.3	39.8	40.9
	北海道	50.7	52.4	54.6	55.1	55.3	57.2	56.8	59.5
	都府県	28.3	29.3	30.0	29.9	30.2	30.8	31.5	31.7
経産牛一頭当たり 乳量(kg)	全 国	7,388	7,462	7,613	7,732	7,894	7,867	7,988	-
	北海道	7,481	7,630	7,729	7,753	7,931	7,849	8,032	-

資料:農林水産省「畜産統計」、「家畜の飼養動向」、「牛乳乳製品統計」

注:各年とも2月1日現在の数値である。ただし、経産牛一頭当たり乳量は年度の数値であり、20年は速報値である。

3 . 牛肉

○ 牛肉需給の推移

(部分肉ベース、単位:千ト、%)

年 度	2	7	12	13	14	15	16	17	18	19	20 (4～10月)
生産量	388 (2.9)	413 (▲2.5)	365 (▲4.3)	329 (▲9.8)	364 (10.6)	353 (▲2.9)	356 (0.7)	348 (▲2.2)	346 (▲0.5)	359 (3.7)	210 (3.1)
輸入量	384 (5.6)	658 (12.7)	738 (8.2)	608 (▲17.7)	534 (▲12.1)	520 (▲2.6)	450 (▲13.4)	458 (1.7)	467 (2.0)	463 (▲0.9)	283 (0.4)
消費量	766 (9.9)	1,068 (4.9)	1,088 (3.1)	913 (▲16.1)	933 (2.2)	903 (▲3.2)	809 (▲10.5)	806 (▲0.3)	802 (▲0.5)	826 (3.0)	477 (▲1.3)
期末在庫	117	80	109	132	97	67	64	64	76	73	88

資料:農林水産省「畜産物流通統計」、財務省「日本貿易統計」、

農畜産業振興機構「食肉の保管状況調査」

注:()内は対前年度増減率(20年度は、対前年同期比(4～10月))

○肉用牛飼養戸数・頭数の推移

○肉用牛飼養戸数・頭数の推移

(各年2月1日現在)

区 分 / 年		13	14	15	16	17	18	19	20
肉 用 牛	戸数(千戸)	110.1 (▲5.5)	104.2 (▲5.4)	98.1 (▲5.9)	93.9 (▲4.3)	89.6 (▲4.6)	85.6 (▲4.5)	82.3 (▲3.9)	80.4 (▲2.3)
	頭数(千頭)	2,806 (▲0.6)	2,838 (1.1)	2,805 (▲1.2)	2,788 (▲0.6)	2,747 (▲1.5)	2,755 (0.3)	2,806 (1.9)	2,890 (3.0)
	一戸当たり(頭)	25.5	27.2	28.6	29.7	30.7	32.2	34.1	35.9
	うち								
子取用 めす牛	戸数(千戸)	94.4	89.4	84.5	80	76.2	73.4	71.1	69.7
	頭数(千頭)	635	637	643	628	623	622	635	667
	一戸当たり(頭)	6.7	7.1	7.6	7.9	8.2	8.5	8.9	9.6
うち 肥育牛	戸数(千戸)	21.6	21.2	19.2	18.6	20.4	17.7	16.7	16.5
	頭数(千頭)	1,830	1,853	1,831	1,798	1,765	1,768	1,801	1,873
	一戸当たり(頭)	85.0	87.0	95.4	96.7	86.5	99.9	107.8	111.3

資料：農林水産省「畜産統計」、「肉用牛の飼養動向」、「乳用牛の飼養動向」、「家畜の飼養動向」

注1：子取用めす牛と肥育牛を重複して飼養している場合もあることから、両者の飼養戸数は肉用牛飼養戸数とは一致しない。

注2：肥育牛は、肉用種の肥育用牛と、乳用種の和としている。

4 . 豚肉

○豚肉需給の推移

(部分肉ベース、単位：千ト、%)

年 度	2	7	12	13	14	15	16	17	18	19	20 (4～10月)
生産量	1,075 (▲3.8)	910 (▲5.6)	879 (▲1.6)	862 (▲1.9)	872 (1.2)	893 (2.4)	884 (▲1.0)	870 (▲1.6)	874 (0.5)	872 (▲0.2)	496 (0.2)
輸入量	342 (▲6.7)	535 (6.3)	651 (▲0.3)	706 (8.5)	748 (5.9)	779 (4.2)	862 (10.7)	879 (1.9)	737 (▲16.2)	755 (2.4)	501 (13.3)
消費量	1,446 (0.0)	1,461 (▲0.5)	1,516 (0.2)	1,549 (2.2)	1,622 (4.7)	1,662 (2.5)	1,720 (3.5)	1,716 (▲0.2)	1,636 (▲4.7)	1,641 (0.4)	982 (3.6)
期末在庫	69	69	124	144	142	151	177	210	185	171	185

資料：農林水産省「畜産物流通統計」、財務省「日本貿易統計」、

(独)農畜産業振興機構「食肉の保管状況調査」

注：()内は対前年度増減率(20年度は対前年同期比(4～10月))

○ 豚飼養戸数・頭数の推移

(各年2月1日現在)

区 分 / 年	13	14	15	16	17	18	19	20
飼養戸数(千戸)	11 (▲7.7)	10 (▲7.4)	9 (▲5.7)	9 (▲5.8)	- (-)	8 (▲12.2)	8 (▲3.2)	7 (▲4.2)
うち肥育豚千頭以上層(千戸)	2.1	2.1	2.1	2.0	-	2.0	2.0	2.1
戸数シェア(%)	(24.1)	(25.4)	(26.4)	(27.2)	(-)	(30.7)	(31.0)	(33.6)
飼養頭数(千頭)	9,788 (▲0.2)	9,612 (▲1.8)	9,725 (1.2)	9,724 (0.0)	- (-)	9,620 (▲1.1)	9,759 (1.4)	9,745 (▲0.1)
うち子取用雌豚(千頭)	922 (▲0.8)	916 (▲0.6)	929 (1.4)	918 (▲1.3)	- (-)	907 (▲1.1)	915 (0.9)	910 (▲0.5)
うち肥育豚千頭以上層(千頭)	6,640	6,615	6,812	6,874	-	7,231	7,378	7,497
頭数シェア(%)	(71.1)	(72.1)	(73.8)	(74.7)	(-)	(79.1)	(79.7)	(80.8)
一戸当たり平均 飼養頭数(頭)	906.3	961.2	1,031.3	1,095.0	-	1,233.3	1,292.6	1,347.9
一戸当たり平均 子取用雌豚頭数(頭)	97.5	104.3	112.1	118.1	-	133.8	139.5	145.6

資料:農林水産省「畜産統計」、「家畜の飼養動向」

注:17年は世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。

また、18年の()内の数値は16年との比較である。

5 . 鶏肉

○ 鶏肉需給の推移

(骨付きベース、単位:千トン、%)

年度	2	7	12	13	14	15	16	17	18	19	20 (4~10月)
生産量	1,380 (▲2.6)	1,252 (▲0.3)	1,195 (▲1.5)	1,216 (1.8)	1,229 (1.0)	1,239 (0.8)	1,242 (0.2)	1,293 (4.1)	1,364 (5.5)	1,372 (0.5)	793 (1.2)
輸入量	297 (0.2)	542 (10.9)	572 (0.9)	566 (▲1.0)	508 (▲10.3)	442 (▲12.9)	371 (▲16.1)	443 (19.5)	347 (▲21.7)	368 (6.1)	276 (28.7)
消費量	1,678 (▲1.1)	1,781 (2.9)	1,750 (▲1.0)	1,758 (0.5)	1,744 (▲0.8)	1,706 (▲2.2)	1,615 (▲5.3)	1,684 (4.2)	1,733 (2.9)	1,739 (0.3)	1,007 (1.7)
期 末 在庫量	49	103	109	131	120	93	90	140	117	113	170

資料:農林水産省「畜産物流通統計」、財務省「日本貿易統計」、農畜産業振興機構「食肉の保管状況調査」

注1:生産量は生産局畜産部推計値

2:()内は対前年度増減率(20年度は、対前年同期比(4~10月))

3:輸入量は実量ベースで家きん肉を含む。

○ブロイラー飼養戸数・羽数の推移

(各年2月1日現在)

区 分 / 年	12	13	14	15	16	17	18	19	20
飼養戸数(戸)	3,082 (▲3.4)	2,986 (▲3.1)	2,900 (▲2.9)	2,839 (▲2.1)	2,778 (▲2.1)	2,652 (▲4.5)	2,590 (▲2.3)	2,583 (▲0.3)	2,456 (▲4.9)
うち年間出荷羽数									
10万羽以上層(戸)	1,862	1,850	1,880	1,887	1,849	1,875	1,852	1,855	-
戸数シェア(%)	(53.2)	(54.7)	(55.9)	(56.8)	(57.1)	(60.1)	(60.4)	(62.0)	-
飼養羽数(千羽)	108,410 (1.0)	106,311 (▲1.9)	105,658 (▲0.6)	103,729 (▲1.8)	104,950 (1.2)	102,277 (▲2.5)	103,687 (1.4)	105,287 (1.5)	-
年間出荷羽数									
10万羽以上層(千羽)	494,063	496,765	516,228	528,033	524,992	547,680	562,794	567,899	-
羽数シェア(%)	(86.8)	(87.5)	(88.1)	(88.7)	(89.0)	(90.2)	(90.5)	(91.2)	-
一戸当たり平均 飼養羽数(千羽)	35.2	35.6	36.4	36.5	37.8	38.6	40.0	40.8	41.9

資料:農林水産省「畜産物流通統計」

注:19年度の年間出荷羽数については、「平成19年度食鳥流通統計調査結果の概要」の数値である。

6 . 鶏卵

○鶏卵需給の推移

(単位:千トン)

年 度	2	7	12	13	14	15	16	17	18	19	20(4～6月)
生産量	2,420 (▲0.1)	2,549 (▲0.6)	2,535 (▲0.2)	2,519 (▲0.6)	2,529 (0.4)	2,530 (0.0)	2,481 (▲2.0)	2,481 (0.0)	2,514 (1.4)	2,587 (3.1)	637 (▲1.8)
輸入量	50 (11.6)	110 (5.8)	121 (1.4)	114 (▲5.2)	120 (4.5)	110 (▲7.6)	134 (21.6)	151 (12.4)	122 (▲19.9)	113 (▲6.8)	29 (2.5)
消費量	2,470 (0.1)	2,659 (▲0.3)	2,656 (▲0.1)	2,634 (▲0.8)	2,649 (0.6)	2,641 (▲0.3)	2,615 (▲1.0)	2,631 (0.6)	2,636 (0.2)	2,700 (2.6)	666 (▲1.6)

資料:農林水産省「鶏卵流通統計」、財務省「日本貿易統計」

注1:平成18年度以降は速報値

2:()内は対前年増減率

○ 採卵鶏飼養戸数・羽数の推移

(各年2月1日現在)

区 分 / 年	13	14	15	16	17	18	19	20
飼養戸数	4,720 (▲3.5)	4,530 (▲4.0)	4,340 (▲4.2)	4,090 (▲5.8)	- (-)	3,600 (▲12.0)	3,460 (▲3.9)	3,300 (▲4.6)
うち5万羽以上層 戸数シェア(%)	680 (15.6)	690 (16.7)	690 (17.5)	681 (18.2)	- (-)	660 (18.3)	664 (19.2)	644 (19.5)
成鶏めす飼養羽数(千羽)	139,248 (▲0.8)	137,718 (▲1.1)	137,299 (▲0.3)	137,216 (▲0.1)	- (-)	136,894 (▲0.2)	142,765 (4.3)	142,523 (▲0.2)
うち5万羽以上層(千羽) 羽数シェア(%)	92,539 (66.7)	93,598 (68.3)	95,274 (69.7)	97,312 (71.3)	- (-)	103,287 (75.5)	109,343 (76.6)	111,713 (78.4)
一戸当たり平均 飼養羽数(羽)	29,502	30,401	31,636	33,549	- (-)	38,026	41,262	43,189

資料: 農林水産省「畜産統計」

注1: 種鶏のみの飼養者を除く。

注2: 数値は成鶏めす羽数1,000羽未満の飼養者を除く数値である。

注3: 平成17年は世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。

また、18年の()内の数値は16年との比較である。